

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和5年3月17日（金曜日）

午前11時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午後 1時47分 散会

付託事件

議案第4号，議案第19号中第1表中歳出中第5款，第6款，第7款，第9款及び第11款中産業消防委員会所管分並びに第2表継続費中第9款並びに第3表債務負担行為中産業消防委員会所管分，議案第21号，議案第22号，議案第33号中第1表中歳出中第6款及び第3表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分，議案第35号，議案第36号，令和5年請願第1号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第4号 水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例
- ② 議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第5款（労働費），第6款（農林水産業費），第7款（商工費），第9款（消防費）及び第11款（災害復旧費）中産業消防委員会所管分並びに第2表継続費中第9款（消防費）並びに第3表債務負担行為中産業消防委員会所管分
- ③ 議案第21号 令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算
- ④ 議案第22号 令和5年度水戸市駐車場事業会計予算
- ⑤ 議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第3表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分
- ⑥ 議案第35号 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第3号）
- ⑦ 議案第36号 令和4年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第2号）

(2) 請願審査

- ① 令和5年請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願

2 出席委員（6名）

委員長	飯田正美君	副委員長	後藤通子君
委員	渡辺政明君	委員	内藤丈男君
委員	五十嵐博君	委員	安藏栄君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議員 松本勝久君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

産業経済部長	長谷川 昌 人 君	産業経済部 参事	川崎 幹 男 君
産業経済部 参事兼 観光課長	小林 一 仁 君	商工課長	檢崎 芳 明 君
農政課長	後藤 俊 之 君	農業環境整備 課長	三村 隆 君
農産振興課長	永盛 光 郎 君	公設地方 公卸売市場長	宮田 正 一 君
消防局長	大内 康 弘 君	消防次長	勝村 俊 則 君
消防局参事	箕輪 重 美 君	北消防署長	石田 宏 一 君
南消防署長	猿田 純 夫 君	消防総務課長	大信 成 人 君
火災予防課長	河原井 豊 君	消防救助課長	高島 和 巳 君
救急課長	栗原 政 人 君		
農業委員会 事務局長	横山 英 雄 君	農業委員会 事務局次長	吉川 正 浩 君

6 事務局職員出席者

書記	大内 しおり 君	書記	堀江 良 君
----	----------	----	--------

午前11時 2分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第4号ほか6件、それに請願1件であります。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第4号ほか6件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、付託議案については、一通りの説明が終わりましたので、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第4号 水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例について、質疑のある方は発言を願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 議案第4号 水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例、この条例につきましては、昭和52年に制定されてから40年が経過しており、新たに制定されるということでもありますけれども、この間大きく社会構造の変化があったと思います。そこで、新たな基本条例において、どのような点が大きく変わっていくのかという点と、もう一つは、他市のほうも調べてみたんですけれども、それぞれ時期も違って、このような基本条例がつくられておりますけれども、他市の状況はどうなっているかということと、このタイミングでまた、新たな基本条例の制定を行った理由等についてお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○飯田委員長 楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 それでは、ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、今回の条例がこれまでの条例とどう違うのかという点でございますけれども、今回の振興条例につきましては、中小企業振興という、そういった大きな目的という部分では変わるものではございませんけれども、今回提案させていただいております基本条例につきましては、理念型の条例ということで、市の理念であるとか基本姿勢、基本的な考え方、そういった大きな枠組みを示す条例でございます。

これまでの現行の振興条例につきましては、先ほど委員のほうからもありましたけれども、昭和52年に制定したものでございまして、言わば個別の助成というものをを行うことができるというような、いわゆる助成型の条例と言われているものでございまして、こちらの助成型の条例から内容を今回廃止して、新たなものを制定するという形になりますが、助成型の条例から理念型の条例へと変えていくというのが今回の内容でございます。

ですので、この助成型もほうにつきましては、やはり、かなり策定当時と社会経済情勢が変わっておりまして、なかなか実情に内容が合わなくなってきたという部分もございまして、今回この条例の内容を変更するものでございます。

それから、2点目の他市の事例ということでございますけれども、こちらにつきましては、国のほうで小規模企業振興基本法というものを平成26年に策定しております、全国的にはその26年以降に、この理念型の中小企業振興の条例が増えてきているというような状況でございます。

それで、正確なこの統計というものはないもので、ちょっと古い情報になってしまうんですが、3年前、令和元年度に中小企業同友会というところが調査した数字によりますと、全国の市町村のうち大体約440の市区町村で、このような理念型の中小企業振興の条例を策定しているという状況でございますので、そこからまたさらに策定している自治体というものもございますので、少なくとも500以上には上っているんじゃないかというふうに考えております。

県内でも、水戸市は今回提案させていただくんですが、日立市、それから龍ヶ崎市、下妻市ですね、この3市で同様の理念条例を策定しているというような状況でございます。

それから最後の質問でございます、このタイミングでこの条例を提案してきたという理由でございますけれども、これまでも申し上げてきましたとおり、昭和52年に現行の条例が策定されているというところで、そこからかなり中小企業を取り巻く状況というものが、人口減少であったり高齢化、それから経済のグローバル化であるとか技術革新の進展、そういったものが非常に進んでおり、こういった環境が大きく変わっているというところと、それから近年、新型コロナウイルスの流行もありまして、その中小企業が非常に疲弊しているという状況にあることから、水戸市としてもさらなる振興を図っていく必要があるという部分と、それから国の基本法とか、そういったところで中小企業の振興に対しての自治体の責務というものも変遷してきているという中であって、こういった理念型の条例を制定する自治体が増えてきているというようなことから、水戸市といたしましても、今回のタイミングでこのような条例のほうを提案させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 御丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

この付則に、この条例は令和5年4月1日から施行するというところであります。もう間もなくですけども、こういうものを基本条例が施行されまして、中小企業とか、そういう人にはどういう形で伝わっていくのかなど、その点だけちょっと聞かせてもらって終わります。

○飯田委員長 檜崎商工課長。

○檜崎商工課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

こちらの条例内容の周知というところでございますけれども、やはり広く中小企業、それからこの条例の中には関係機関の役割といたしまして、大企業であるとか、それから中小企業関係団体、あとは教育機関であるとか金融機関、それから市民の役割というものも定めておりますので、「広報みと」や、あとはホームページに加えまして、各種そういった団体に、こういった条例の内容を簡潔に表すようなチラシなども作成いたしまして、そういったものをお配りしながら広く中小企業者、また市民に対して行っていきたいというふうに考えております。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 この市議会議案第4号ですね、中小企業・小規模企業振興基本条例の制定というようなことで、私は賛成する立場で、ちょっと二、三質問をさせていただきたいと思うんですけども。

今、五十嵐委員さんの質問のほうの御答弁の中で、これはあくまでも基本条例、理念であって考え方で、いわゆる水戸市の行政姿勢を示してくるというような御答弁があったと思います。

この条例を定めるということは大変結構なことだと思うんですけども、いわゆる仏造って魂入らずと、そういう条例が結構あるんですよ。条例をたくさんつくったんですけども、魂が入っていない。仏さんは造って、みんな誰も、いい仏だねって言ったけれども、魂が入っていないから、ただ単にそこにある物体とというようなことになってしまうことが、私は一番心配しているのね。

ということが、社会環境がこれだけ変化している中で、そのためにつくったというようなことだったら、やはりそれに合ったような、例えば今の段階で、構想とかね、そういうものをしっかり持つべきであって、もし持っていなければ、そういうものをつくっていかうというような気持ちになってくれないと、せっかく条例をつくったんですけども、形骸化してしまったというのではいけないというふうに、ちょっと感じましたので、その辺のいわゆる取組についての基本的な考え方について、簡単に聞かせてくれる。

○飯田委員長 梶崎商工課長。

○梶崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、やはりこの条例をつくただけで終わりということでは意味がないと思っておりますので、今後どういう取組を行っていくのかということが重要な点になってくると考えております。

全庁といたしましても、創業支援や工業振興などの支援策というものを講じているところでございますけれども、今後この条例の中の第12条ですね、総合的な計画の策定というものを位置づけておりますので、こういった基本計画を策定する中で、様々な施策のほうを定めていきたいというふうに考えております。

やはりこの条例の中でも、基本方針として上げているんですけども、やはり今後につきましては、特に事業承継であるとか、やはり人口減少に伴う人材不足というところが、やはりかなり重要なポイント、また、中小企業からの悩みであったり課題ということで声を聞いておりますので、そういったところを重点化を図りながら有効な施策のほうを展開してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 この基本理念、第3条にいろいろ書いてありますよね。本当にきら星のごとくいろんなところと連携していくんだと、大変結構なことだと思います。

これに基づいた、例えば第8条のところ金融機関の役割とか、大企業の役割、市民の役割、第10条で書いてありますよね。要はね、今、社会環境が変わってきたというのがベースの場合ね、例えば市民の協力、役割というようなことを考えた場合、中小企業、とりわけ小売店なんていうのは、大型商業施設に圧迫されて、今どんどん小売店は閉店ですよ。そういう部分をしっかりと、私は把握していただきたいの。今、アメリカカナイズされたこういう商業のいわゆる形態によって、本当に民間の一番小さな零細といわれる三ちゃん企業と言われているような小売店は、もう全く今、存在しなくなっています。ちょうど昭和56年はあり

ましたよ。これが主流だったんですから。

そういう今、違った時代、また若い人たちの購買心理というものなども、買物に行くのも大型商業施設とかデパートじゃなくなってきたのも確かなんです。今、ネットでみんな買ったりしていると。そういう時代の変化と、また、いわゆるそれを消費者、またそういう心理、そういうものをしっかりね、行政が把握してもらって進めていかないと、なかなかちぐはぐなものになってしまうということがあるので、そういうことをしっかり受け止めていただきたいと。

教育機関とか大企業とかありますけれども、大企業と零細の企業を一緒の見方じゃなくて、大企業の役割だったら、やはり自分たちだけがもうかるというようなのを優先するんじゃなくて、いわゆる中小企業があってこそ大企業というような考え方を持たないと、自分さえよければいいと、そういう考え方がどんどん広がっていますので、こういう中でこそしっかりね、大企業というのはやはり地域振興の柱として支えているんですから、その大企業を支えているのが中小企業だって一般市民のそういう購買によって生かされているというようなことも循環しているわけですから、その辺のところをしっかりと受け止めて、この条例を、魂を込めて、ぜひね。

これが先ほど話したように、全国で400近い市町村がこういう条例を定めていると、定めていけばいいというんじゃない、定めたものをどう生かすかが問われているんですから、先駆けの精神に基づいて、水戸の独自の個性を持った、そういう取組をしっかりといただきたいなというようなことを明日言う意見なんだけれども、今日言うておきます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第4号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）、第7款（商工費）、第9款（消防費）及び第11款（災害復旧費）中産業消防委員会所管分並びに第2表継続費中第9款（消防費）並びに第3表債務負担行為中産業消防委員会所管分について、質疑を行います。

初めに、第5款（労働費）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に、第6款（農林水産業費）について、質疑のある方は発言を願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 ②の152ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。昨年度と比較しまして予算減額になっているんですけれども、その原因について教えていただければと思います。

○飯田委員長 吉川農業委員会事務局次長。

○吉川農業委員会事務局次長 ただいまの五十嵐委員の質問にお答えいたします。

この農業委員会のうち減額となっているものでございますが、こちらは農業委員会で導入しております地図システムがございまして、この地図システムの航空写真の更新に係る委託料が今年度行いましたが、それ

が終わったということで減額になったのが主な原因でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 更新の委託料、これがなくなるというわけじゃないんですね、このシステムが。分かりました。

続けて、この資料を頂きました、同じく6款の農林水産業費なんですけれども、資料番号2番ですね、農地集積推進事業につきまして、推進地区が4地区になっています。これはどこになるのかということと、あとは財源の内訳ですけれども、県から5,260万円は協力金として、一方、その他として茨城県農林振興公社受託金とあります。このことについての仕組みについて、ちょっと教えていただきたいことと、あわせて、人件費317万6,000円の内訳がどのようになっているか。

もう一つあわせて言いますと、来年度の予算は、今年度と昨年度と比べてどのようになっているのかということ。まとめてすみませんけれども、お願いしたいと思います。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの五十嵐委員の農地集積推進事業に関する御質問にお答えいたします。

まず、推進地区の4地区でございますが、こちらは、下大野地区、それから大野地区、萱場地区、柳河中部地区でございます、全て土地改良実施地区でございます。

また、財源内訳についてでございますが、市からの補助金につきましては、国の補助事業を活用しておりますことから、県の支出金ということで、茨城県から市のほうに入ってくるものとなっております。

この事業が、農地集積について、中間管理機構を通じての事務となりますことから、この事務の処理を市の会計年度任用職員が行うことによりまして、その1人分の人件費ということでございます。

それから最後に、予算の状況でございますが、今年度、令和4年度につきましては2,040万5,000円でございます、昨年度の令和3年度は3,192万3,000円でございます、御提案しております令和5年度の予算につきましては、4年度、3年度と比べまして、増額で5,577万6,000円となっているという状況でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 いいですか。

○五十嵐委員 はい、大丈夫です。次の質疑に。

それから、資料番号4番の水田経営体育成加速化事業、新とついていきますので、新しい新規事業ということなので、この事業の中身、内容についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

また、あわせて、対象地区が鯉淵地区となっておりますけれども、この地区はどのような形で対象地区になったのかというのも、あわせてお伺いいたします。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの五十嵐委員の水田経営体育成加速化事業についての御質問にお答えいたします。

この事業は、100ヘクタール規模を目指す農業者を育成して、本市における水田農業のモデル的な経営体をつくっていくということを目的にしております。

県の事業を活用しての事業導入でございますけれども、県内においては、稲敷市、桜川市での実績がござ

いまして、本市においては初めての事業ということで、令和5年度導入を予定している新規事業でございます。

また、対象地区につきましては鯉淵地区としておりますが、100ヘクタール規模を目指す農業者が耕作している地区でありまして、事業の活用要件にあります、連携して農地の集約化または規模拡大を目指す農業者が2名以上いるというような地区ということで、鯉淵地区を選定したということでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

そういうことで、新しい事業がここに組み込まれたということですね。分かりました。

あと、資料番号7番、有害鳥獣対策事業ですね、このイノシシにつきましては、私も本会議でも一度質問させてもらったことがあるんですけども、以前。最近の農作物の被害の状況等はどういうふうになっているかということと、また、近年報告されている頭数につきましても、一斉捕獲と個人捕獲というのがありますけれども、それぞれ分かれば教えていただきたいと思います。

また、このイノシシ被害防止対策事業補助金で使えるものとして、電気防護柵設置とありますけれども、これ以外のものはその補助金として扱えないのかどうかというのをお聞かせ願います。

○飯田委員長 永盛農産振興課長。

○永盛農産振興課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

イノシシの近年の農作物の被害状況につきましては、被害額といたしましては令和2年度が98万9,600円、令和3年度が94万1,200円、令和4年度は12月末時点でございますが、69万3,200円であり、お米や野菜が被害を受けている状況であります。

近年捕獲されておりますイノシシの頭数でございますが、令和2年度が一斉捕獲で85頭、個人捕獲はゼロであります。令和3年度が一斉捕獲で83頭、それから個人捕獲で1頭捕獲しております。令和4年度が一斉捕獲で47頭、個人捕獲でゼロ頭となっております。

それから、被害防止対策事業を補助金で活用できるものについてでございますが、こちらは電気防護柵のみとなっております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

この農林水産業費では最後なんですけれども、9ページの資料番号9番なんですけれども、この農業環境整備課が担当しています国補土地改良事業とか、それから次の同じく県営土地改良事業、それと県単土地改良事業、最後が市単土地改良事業と4つ、地図なんかもつけていただいているんですけども、ちょっとこの4つがよく分かっていなくて、内容についてちょっと詳しく教えていただければと思います。よろしく願います。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

産業消防委員会資料中の資料番号9番、11番、12番につきましては、土地改良事業における農業基盤整備を実施するものであり、市町村が事業主体となり、9番は国の補助、11番は県の補助を活用しながら、12番は市単独事業により、主に農道や排水路などを整備するものでございます。

また、10番の県営土地改良事業につきましては、県が事業主体となり、対象される地区を総合的に面整備するものであり、非整形で狭小な水田を営農をしやすい状況や大きさに整備するとともに、用水路、流水対策や排水を促すための排水路、営農や作物の輸送が効率的に行えるように農道などの整備を実施する事業でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 どうもありがとうございました。

このように様々な整備がされるのはいいんですけども、これからも市内においては、今ずっと農業をされているんでしょうけれども、こういう整備をしなくちゃならないところというのはまだまだあるというふうに認識してよろしいんでしょうか。その点、ちょっとお願いします。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの五十嵐委員の質問にお答えいたします。

土地改良事業での排水路整備などの要望件数につきましては、今年度末において国補を対象となるもので3か所、県単対象では6か所、その他市単での対象となる箇所が18か所となっております。

お手元の資料のとおり、整備実施する箇所は少数となっておりますが、限られた予算の中で、要望箇所の緊急性や重要性を考慮した上で、計画的に整備を進めてまいります。

○飯田委員長 五十嵐委員、よろしいですか。

○五十嵐委員 はい。

○飯田委員長 ほかに。

安藏委員。

○安藏委員 3点くらい、ちょっと質問をさせてもらえれば。

まず、全体の予算の中で農林水産業費が5億6,000万円近く、商工費ですけども1億3,000万円、消防費のほうは6億円という、この当委員会の予算の減少率が甚だしいと思うんですけども。何か昨日ちょっと説明があったような気がするんですけども、我々の委員会の予算がこんなに減額になっているということは、何か主な原因があったんでしょうかね。ちょっと昨日説明の聞き漏れがあったのかもしれないけれども、その部分について、ひとつ何かありましたらお聞かせください。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの安藏委員の、6款農林水産業費の減額の主な理由というようなことでの御質問にお答えいたします。

御提案しております来年度予算につきましては、前年度の今年度を比較いたしまして5億6,246万8,000円の減ということになっておりまして、率で申しますと30.6%のマイナスとなっている状況でございます。

この主な原因といたしましては、1項農業費におきまして、9目に設定しておりました農業集落排水費、

こちらが令和4年度予算で5億1,920万円という予算でございましたけれども、5年度につきましては、下水道会計のほうに移行したことに伴いまして、9目の農業集落排水費は廃目になってございます。

また、6目農地調査費におきまして、地籍調査に伴います測量委託が、令和5年度は実施せずに調査のみということで、2年に1回の調査費がございまして、それが5年度はないということになります。

また、7目の水田農業対策費に設定しておりました米価下落に対応する農家への補助金が、令和4年度はございましたけれども、令和5年度には実施しないというようなことで3,300万円がマイナスになっております。

主な理由といたしましては、その3点でございます。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 ちょっと私も勉強不足だったものですから、その部分を聞き漏らしました。ありがとうございます。

ちょっと具体的に、二、三点伺いたいと思います。

まず、今、五十嵐さんから話がありました有害鳥獣の話なんですけれども、イノシシで何か限定しているみたいだけれども、例えばハクビシンとかアライグマとか、何か最近急激に増えている話を聞いているんですけれども、その辺のところの把握はどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○飯田委員長 永盛農産振興課長。

○永盛農産振興課長 ただいまの安藏委員の御質問にお答えいたします。

イノシシのほかにもハクビシン、アライグマの被害が出てきている状況にあります。

ハクビシンにつきましては、捕獲頭数といたしましては令和2年に20頭、令和3年に21頭、令和4年に25頭と、20頭から25頭と、イノシシの一斉の捕獲の際に捕獲ができているような状況でございます。

アライグマにつきましても、昨年の秋は12頭捕獲しております。農地以外でもそういった被害の状況も聞こえてきているところでありますので、これからも捕獲のほうはしっかりと行っていきたいと考えております。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 ぜひ、そういう部分でも農家にとって、この有害鳥獣被害というのは大変な何か危機感があるような気がしているものですから、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、多面的機能支払交付金ということで、議案書②の157ページについてちょっとお伺いをしたいと思います。

全国的には450億円近い予算があって、本市では1億400万円ですかね、こういう予算で今、各地域で多面的機能支払交付金ということで様々な活動をしています。集落のコミュニティの部分でも環境保全の部分もその集落のコミュニティを維持するという部分でも、大変有効な事業だと思っはいるんですけれども、そう思っている反面、いろんな問題が出てきているような気がします。

まず、この現状、どういうふうな組織があつてどのくらいの活動をしているか、まず現状をちょっと聞かせていただければありがたいです。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの安蔵委員の、多面的機能支払交付金に関する御質問にお答えいたします。

本市の状況といたしましては、令和4年度、51地区の取組がございまして、主に農地維持活動であります草刈りや水路の泥上げなどが実施されておまして、4年度の交付金の実績といたしまして、約8,500万円を支出していく見込みでございます。

条件としては以上でございます。

○飯田委員長 安蔵委員。

○安蔵委員 農地維持支払交付金のほうと資源向上支払交付金と2つに分かれていると思います。現時点でそういうふうな事業で今、進んでいると思うんですけども、この割合、今、51地区はこの農地維持支払のほうということかな、それとも全体で51地区という話じゃなくて、この資源向上支払交付金も合わせて51じゃないですよ、これね。全体どうなんですか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの安蔵委員の御質問にお答えいたします。

さきの御質問の中でちょっと説明が不足しておまして、全体で51地区と申し上げまして、それぞれの地区の取組でございますけれども、農地維持支払の部分と資源向上の部分、農地維持だけを行うか、もしくはセットで資源向上を行うかというようなことになりますので、先ほど言った51地区については全て農地維持活動を実施しておまして、そのうち資源向上を実施している地区が13地区でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 安蔵委員。

○安蔵委員 分かりました。農政の中では大変な危機的状況の中で、この事業の最近の動向といいますかね、ちょっといろいろ難しく、この事業はいい事業なんだけれども、継続するのが難しいなんていう状況もかなりあるんじゃないかと思うんですけども、そういう情報について、この活動をしている団体が減ってないのか、その現状をちょっと聞かせてください。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの安蔵委員の御質問にお答えいたします。

それぞれの地区で実施団体につきましては組織化していただきまして、計画ですとか実績を基に補助金を支払っている状況でございますけれども、設立以来ずっと続けているところが多くて、年々事務処理に苦労しているというような声を国の方々に伝えながら、事務が簡素化してきたというような経緯もございまして、設立した団体は全部現在も活動をしていただいているというような状況でございます。

また、事務を行っていただく方たちももう高齢化が進んで、新たな役員がなかなか見つからないという声は聞こえておりますけれども、来年度新たに、谷津地区のほうでもこの多面的事業を活用したいというような形で、新たな組織が立ち上がる予定でございますので、そういったことも踏まえまして、各組織においては、現在も活動しながら新たな組織もできるというような状況でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 安蔵委員。

○安蔵委員 新たな組織ができているというのは本当に歓迎すべきだと思うんですけども、今、課長さん

が言われました事務の煩雑さ、私もそれ見ているんですけども大変な事務作業で、これじゃとてもやっていけないよなという話を随分聞きます。だから、現状維持をするのがまず大事。それで1地区増えるという話がありましたけれども、その事務の煩雑さは何かいんな決まり事があるみたいですけども、それをやっぱり市としてもできるだけバックアップしていかないと、この事業が継続することが何か難しいような気がしてきたんですけども、その辺のところを何かいいお考えがあればちょっと聞かせていただければ、私も地元のほうへ、こういうことを考えていますよということを言えるんですけども。国から県へ来て市でやっている、あるいは国から市へ来ちゃっているのかな、この事業は。その辺もあわせてちょっと聞かせてください。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの安蔵委員の事務に煩雑さについての御質問にお答えします。

この制度が始まったときがちょっと定かでなくて申し訳ございませんけれども、当初は、年々事務が複雑になってきた部分がございますけれども、その後、やはり全国的にその事務の負担が大きくなっているということが、国のほうに声として上がっていきまして、写真とか実績報告書についても随分簡素化されてきたというような経緯がございます。

そういった中で、やはり、とはいえ年々事務処理も大変になってきている組織もあることも事実でございます。この補助金を活用して、そのへんの書類の作成について土地改良事業団体連合会のほうに委託をすることもできますので、そういったものも全部じゃなくて一部委託とかという形もありますので、それは組織の中でちょっと御検討いただきながら、市内でもそういった形で全部そちらのほうに事務を委託している組織もございますので、そういったことでの事務の軽減を図っていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 安蔵委員。

○安蔵委員 できるだけそういう面で、実際に事務手続はいろんな面で、農政課の場合、いろんな事務、以前から見るとかなり簡略されたやり方というのは重々承知しておりますけれども、この部分でもぜひ、大事な事業だと思しますので、市のほうの声も聞いていただければいいんじゃないかなと思っています。

あともう1件、すみません。

議案書③の農林水産業費の中で、何か新しい事業が随分出てきたような気がするんですけども、1件だけお聞きしますと、畜産業費の上に市民農園開設支援事業補助金30万円というのが出ていますけれども、この数字についてのちょっと何か話があれば聞かせてください。

○飯田委員長 永盛農産振興課長。

○永盛農産振興課長 ただいまの安蔵委員の御質問にお答えいたします。

市民農園の開設の資金補助金でございますが、市内で、以前から農園については利用率がほぼ100%ということで、非常に人気のある施設となっております。また、新しくできた市民農園についても口コミなどで広がって、利用者が広がっている状況でもあります。

市内にこういった農に触れ合う農園がどんどん増えていくことが望ましいのではないかとということで、今回の令和5年度の予算の中で、その設置費用の補助ということを御提案しているところでございます。

考え方といたしましては、まず農園を開設する際には、ほぼ皆さん水道を引いていただいていますので、1か所当たり10万円を想定しておりまして、10万円の開設資金掛ける3か所、30万円を想定しているところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 分かりました。

私は、この市民農園については以前からもっともっと広げるべきだ、そして現在やっている農園もかなり人気になっています。そして最終的といいますか、この市民農園は、これは今、市内7か所にありますいきいき交流センターとか、あとは市民センターとか、そういう部分の中での市民農園の位置づけ、そうすることによって、これはもっともっと市民の方の農業とか食に対する意識がかなり変わる可能性がある事業だと、私はずっと前から捉えているものですから、ぜひその辺も十分考慮して、これからの農政の中で、ひとつポイントとしてやっていただければありがたいと思います。

最後にですけれども、これの上のほうに農業祭実行委員会補助金165万円が出ていますけれども、これとあわせて、多分商工費のほうでも商工祭の補助金の、ありますね、310万円。商工祭運営事業補助金というのが出ていますけれども、これらあわせて令和5年度の、商工・農業をマッチングした産業祭、その部分でやはりこれもまた、今までかなりにぎやかにやっていたのが、ここ二、三年コロナで寂しくなっていましたけれども、せっかくこういう助成金の予算が出てきたので、これ、ぜひ会議の中で、にぎやかにできるような食と農の体制ということですね、その辺のちょっと意気込みについて聞かせてもらえればありがたいです。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの安藏委員の、産業祭への意気込みについての御質問にお答えいたします。

農業祭部門につきましては、農政課を通じて実行委員会のほうに補助金を申請しているわけでございますけれども、令和5年度についても予定して、今回御提案を申し上げているところでございまして、昨年予算要求前から実行委員会の会長であり事務局でありますJA水戸のほうには、令和5年度の開催については強く申し入れている状況でございまして、また、そこにおきまして、内容等の一部見直し等については市としても十分応じるというようなことも申しながら話合いを続けているような状況で、ここ実行委員会はJA水戸と市の協議の中で開催に向けて話合いを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○安藏委員 分かりました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に、第7款（商工費）について、質疑のある方は発言を願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 主要事業関係資料の17ページですね、資料番号は13です。創業期支援事業、3点にわたってちょっとお聞きしたいんですけれども、1点目は、補助要件の中の①ですね、認定特定創業支援等事

業を受けた創業者とはどのようなものなのかということと、2点目には、同じく補助要件の②にあります、創業後5年未満の、ということであるんですけれども、下のほうに補助額が1回目、2回目、3回目とあります。当然最初の1年目、2年目ですと受けられると思うんですけれども、これが4年目、5年目のときに申込みしたときに、この補助回数というのが、例えば4年だと3回受けられるのかどうかということ。

3点目が、一番下に、利用促進に向け令和5年度から対象拡大とあるんですけれども、そもそも市内に店舗等を設けて事業を、ということなんですけれども、そういう中においても何か新たに拡大された理由をちょっと、その3点、お願いしたいと思います。

○飯田委員長 檜崎商工課長。

○檜崎商工課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の対象者についての御質問でございますが、ここの補助要件にあります認定特定創業支援等事業を受けた創業者でございますけれども、この認定特定創業支援等事業というのは、水戸市の今、創業支援事業計画というものがあまして、その中で水戸商工会議所であったり中小企業診断士協会であったりと、そういった中小企業、いわゆる支援機関、支援団体が実施をしますセミナー等、こちらを受講された方というのがこの認定特定創業支援等事業に当たりますので、そういったことを受けて、受けましたよと証明を受けた方というのがこの対象になる創業者でございます。

続きまして、補助の回数の御質問でございますが、こちらにつきましては、対象者をその創業から5年以内というふうに定めておりますので、あくまでもこの5年以内に3回受けるという形になりますので、例えば初回を5年目で受けたという方であれば、2回目、3回目はその6年以降になってしまいますので、対象から外れてしまうという形になります。

最後の御質問でございますが、対象業種の拡大でございますけれども、こちらにつきましては、この資料番号13番の17ページの下にあります、現在、補助の対象業種につきましては、ある程度限定をしている状況でございます。こちらにあるように小売業、飲食業、それからここにありますね、宿泊、そういったところを主に対象としていたというところでございますけれども、やはり利用希望者のニーズですとか利用実績、そういったところを踏まえまして、この対象業種をやはり拡大したほうがいいだろうという判断に至りまして、既存のこの業種に加えまして、情報通信業であるとか、あとは理美容業であるとかクリーニング業などの生活関連サービス業、こういったものを新たに対象業種に加えまして、範囲を拡大して、よりこの補助事業の促進を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 どうもありがとうございました。

3点目の件なんですけれども、これで大体網羅されるのか、それともまだそれ以外に業種があって、そこにまだ入っていないのがあるのかどうかだけ、ちょっとお願いします。

○飯田委員長 檜崎商工課長。

○檜崎商工課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

一部ですね、風俗営業とか、そういったものは除きますけれども、あとは農林水産業とかそういったもの

もちよつと除きますけれども、それ以外のものにつきましては、ほぼほぼの業種が対象になっているという形でございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 どうもありがとうございました。

続きまして、同じく18ページで資料番号14番、まちなか空き店舗対策事業なんですけれども、この下の欄を見ると、営業開始時間が12時以前と以後とありますけれども、この意味ですね。

それから、この説明の中で、5年度から2回以上の出店についても対象になったということは評価しております。一方で、この事業の目的の中に、中心市街地とか下市地区とかありますけれども、市内のそういう地域以外のところの方からの要望等がないのかどうかということ。これは、次の資料15の中心市街地店舗のほうも同じことが言えるんですけれども、そういう要望があるのかどうかだけ確認させてもらいたいです。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、この営業時間の区分に関する御質問でございますが、こちらの営業時間につきましては記載のとおり、12時以前とそれ以後という形での区分をしてございますけれども、こちらにつきましては、以前はこちらの補助事業について、昼間から、いわゆる12時前から営業するもののみを対象としてきたところでございます。また、飲食店などを経営する方にとっては、やはり昼間ではなく夜から営業したいという方も多数おられました。そういったニーズなども勘案しまして、昼以降に営業を開始するところについても補助対象としていくというような形で、改正をしたところでございます。

ただし、やはりこの12時以前と12時以後、要するに昼営業と夜営業という形ですと、やはりまち中のにぎわいに対する必要度というものが異なるというふうに認識しておりまして、上限額について、このように営業時間ごとに区分をして差を設けているというような状況でございます。

それとですね、もう1点目の御質問で、エリア外からの要望はどうかということでございますけれども、やはりこちらにつきましては、問合せ等で実際に出店したい場所がこのエリア外という方も少数はいらっしゃいますので、そういった一定のニーズはあるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○飯田委員長 いいですか。五十嵐委員。

○五十嵐委員 それから同じく22ページで、資料番号17番、企業立地促進事業なんですけれども、この補助金額3億1,400万円のこの内訳をちょっと教えていただければと思います。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

資料番号17の企業立地促進事業のうち、企業立地促進補助金のこの3億1,400万円の内訳でございますが、こちらの補助事業ですね、大きく分けますと対象のほうは、いわゆる工場等の建物の建設費等に対する補助、それから雇用奨励金といたしまして、新たに正社員を雇用した方、雇用した場合に奨励金として出す補助と、この2種類がございます。

こちらの2種類の合計が3億1,400万円となっております、工事等の建設費に対する補助といたしましては3億1,090万円を見込んでございます。こちらは約4事業者のほうを想定しております、合計がこの3億1,090万円ということでございます。それから雇用奨励金につきましては、こちら4者を対象としまして、合計310万円を見込んでございまして、こちらの合計が令和5年度予算の3億1,400万円になるというところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 具体的に建物とかのは来てるんでしょうか。

○飯田委員長 桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

具体的に来ているのかということでございますが、こちらのほうは一部、もう交付決定のほうは行っておりますので、具体化しているものにつきましては、2事業が具体化してございます。まだ、ちょっと不確定なところで残り2事業ということになってございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 続いて、同じく25ページ、資料番号19なんですけれども、観光まつり開催事業、これにつきましては、内容としてはおおむね今年度と同じことだと思うんですけれども、予算額等も含めて来年度予算と今年度の違いがあるかどうかということをご教えてください。

○飯田委員長 小林観光課長。

○小林産業経済部参事兼観光課長 ただいまの五十嵐委員からの、観光まつり開催事業についての御質問にお答えをいたします。

この事業は、各種祭りを開催することで本市への誘客を促進するというところで、毎年計上させていただいているものでございますが、このうち資料の中段の黄門まつり、これにつきましては、来年度は協賛ですとか、あと有料観覧席のほうを可能な限り拡充させていただくつもりでございます。そういう観点で収入確保に努めていきたいということで100万円を、今年度から比較しますと減額をする予定で、一般財源のほうの圧縮を図っていくと。そのほかの祭事につきましては、これまでと同額を計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

これで最後になるんですけれども、同じく26ページの資料番号20番で、魅力発信と誘客促進事業につきまして、全国商工会議所観光振興大会、ちょっと聞き慣れないんですけれども、茨城県では初めてということで伺いましたけれども、どのようなものなのか、予定で結構なので、内容などについて教えていただきたいということと、同じく全国梅サミット、これは何回か水戸で行ったような記憶があるんですけれども、何回目なのか。また、加盟都市ですが、構成自治体との変遷なども教えていただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 小林観光課長。

○小林産業経済部参事兼観光課長 ただいまの五十嵐委員からの、魅力発信と誘客促進事業としまして、まず、全国商工会議所観光振興大会についてでございますけれども、これは、開催地の活性化を目的に観光振興をテーマとした大型の会議となっております。

この大会なんですけれども、梅まつりの期間にぶつけまして、2月21日から、資料に記載のとおり23日までの3日間で開催予定となっております、あくまで予定ではございますが、初日には市民会館ですとか、市内のホテルの各会場を使わせていただいて、歴史や文化をテーマとしたトークセッションなどの分科会を実施する予定でございます。また、夜は、アダストリアみとアリーナを使用しまして全体交流会等を実施するというので、今、検討が進められているということでございます。

そして、2日目以降につきましては、市民会館での全体会議を行っていただいた後、宿泊を伴う県内各地の景勝地ですとか、そういったところを視察するというスケジュールになっているということでご報告しております。

続いて、全国梅サミットの御質問でございますが、これにつきましては、梅という共通の資源を持っている全国の市、町で構成する協議会の主宰によりまして、この梅を生かした観光文化を盛り上げていこうということで、加盟市町村相互の発展とか、そういったことを目的に平成7年度に熱海市で開催されたのがスタートになっておりまして、それ以降、持ち回りで開催されております。

水戸市の開催につきましては平成9年度、それから平成22年度に続いて今回で3回目というふうになります。

サミットの内容につきましては、初日が梅をテーマとした会議、研修、講演などを行いまして、2日目には梅林として本市が誇る弘道館、偕楽園なども含めまして、水戸城大手門などの市内視察を今のところ検討しているというところでございます、私どもとしても、この市民会館のオープン之年、こういったタイミングを好機と捉えておりまして、この絶好の機会を通しまして、本市の魅力というものを十分伝え、そして皆さんに選ばれるまちを目指していきたいというふうにご報告しております。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

安藏委員。

○安藏委員 質問じゃないんですが、さっき委員長の第6款の話で、私も質問したんですけれども、ここで一旦切っていただいて、今の話は継続してもらえってこと、それとも切っちゃうってこと。

〔「今、第7款やっているから」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員 暫時休憩してもらって、そのまま質問はまたできるということでもいいですね。

〔「今、7款やっているんだよ」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員 7款をここで閉めるということ。

〔「いや、閉めないよ」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは暫時休憩いたします。

午後 零時 8分 休憩

午後 1時11分 再開

○飯田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

引き続き、議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算の質疑から再開します。

それでは、第7款（商工費）について、質疑のある方は発言を願います。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 商工費のほうでちょっと質問させていただきます。

まず、この議案書①しか持っていないんですけども、165ページの商工のほうなんですけれどもね、コワーキングの予算というのはどこに入っているの、この工業振興経費、企業立地なのかな。どこに入っているんでしょうね、これ、165ページ。

○飯田委員長 桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

コワーキングスペースの運営経費につきましては、165ページの丸の中心市街地活性化推進経費、そちらの中に含まれてございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 この推進経費の中に入っているというようなことで、運営経費はどれぐらいなんですか、この中で。

○飯田委員長 桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

コワーキングスペースラグテイルの運営経費でございますが、こちら実際運営しているのが水戸市商業・駐車場公社になりまして、こちらへの運営補助金といたしまして1,470万円、それから建物賃借料といたしまして、こちらが396万円のほうを計上してございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、運営経費として1,470万円かかっているということですね。これは、家賃の396万円を除いて、人件費が主なのですか。

○飯田委員長 桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

運営経費1,470万円のうち人件費が約1,100万円を占めておりまして、ある程度の割合が人件費でございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 全体で何人ぐらいいるの、あそこに。

○飯田委員長 桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

ラグテイルのほうの人員体制でございますが、こちら、公社のほうの嘱託員のほうが配置されておりまして、基本的には4名で、ローテーションで回しているというところでございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 4名で回しているというようなことで、これは、南町3丁目にあるんですね。朝の例えば10時から夜の9時までとか、何か時間、決まっていたんだっけ。

○飯田委員長 桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

施設の営業時間は午前9時から午後8時までとなっております。

○渡辺委員 施設の機能とかは大体把握はしているんですけども、御案内のように、先ほど議案第4号で水戸市中小企業・小規模企業振興基本条例を定めましたよね、まだ議決はしていませんけれどもね。要はね、私がちょっと感じるのは、先ほどのこちらからの質問の委員さんの話でも、社会環境が変わってきていると同時に変化が急激だというようなこともあって、できればいわゆる中小企業とかのいろいろ皆さん方に、いわゆる勉強したりするスペースを提供しているということなんですけれども、全体で4人いるんでしょう、ここにいる方が。要は、いわゆるこれだけの1,470万円の396万円だから約1,800万円、経費使っているわけですよ。だから例えば、アンテナを高くて今のこの中小企業の状況とかの意向調査とか、あの周辺だけでも、例えば商店の数が幾らあるんだとか、その内容はどうなんだとか、日々変化しているものを、せっかくその場所に常駐しているんだから、それくらいのことは、この予算の中でやらせるぐらいは言わないと自分のやっていることを忘れられちゃうと困るんだよね。

これは数字じゃないんだから1,800というのは。お金で1,800万円かかっているわけですから、そこをしっかりと受け止めてもらわないと。数字でこうなっちゃっていると、数字だから数字としか見ていないかもしれないんだけど、これが実際1万円札で考えてみたら、大きなすごい投資になるわけですよ。だから、あそこでただ単に提供しているだけだというんじゃないくて、やはりもうちょっとね、クリエイティブな能力を発揮してもらって、もっと役割、機能の向上を進めるようなことをぜひ、令和5年度の中においてお考えいただきたいというふうなことをお話ししておきます。

それとね、あと観光のほうなんですけれども、観光施設整備事業費として150万円計上しているんですけども、これは何なんですか。

○飯田委員長 小林観光課長。

○小林産業経済部参事兼観光課長 ただいまの渡辺委員からの御質問にお答えをいたします。

観光課では、水戸を訪れていただく際の利便性向上ということを兼ねまして、案内板をこれまで設置しておりました。その中で、もう老朽化が著しくて表示がもう薄くて見えなかったり、それから倒壊のおそれがあるとかという問題を抱えている案内板を修繕、撤去する費用として、15基分の費用として150万円を計上させていただいているところでございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 案内板、そんなにあったんだと。どんなところに置いてあったんだっけ、案内板って。

○飯田委員長 小林観光課長。

○小林産業経済部参事兼観光課長 車両系と歩行系というふうに区分させていただくとしますと、例を挙げて申しますと、例えば森林公園の付近に青い看板で、何キロメートルですとかというものがございました。ところがもう20年以上経過してしまっているものもございまして、そういったものは、カーナビとかス

スマートフォンの普及などに伴いまして、必要な修繕をしたほうが良いと判断したもので、計上させていただいております。

○渡辺委員 はい、分かりました。

いや、案内板と言うから、例えばそういう観光地、偕楽園の近くにね、偕楽園のいわれとかそういうふうなものをやった案内板とか、説明板なのかなと勘違いしたものですから。

整備事業としては150万円ということが、先ほど委員さんのほうから話がありましたように、新市民会館の開館によってコンベンション機能が向上するというので、例えば、さっき話のあった商工会議所の観光振興大会が催されたり、梅サミットもあると。うちのほうだけでも2つぐらいあるわけですけども、これが教育関係とか、ほかの関係も入れると非常に、いわゆる新市民会館の開館によって初めて水戸を訪れる方が結構多くなるのかなと。同時に、車よりも水戸駅からのお客さんが多くなるというようなことが推測されるわけでありませぬ。

これは今年度は予算が入っていないんですけども、水戸駅に来る方が今まで以上、水戸駅から例えば新市民会館とか、あとは偕楽園とかに、そういうところに行く方が増えてくる可能性は大いにあるというようなことで、今、あそこの駅には案内所があるんですけども、非常に狭い。また、不親切とは言わないまでも、なかなか機能がきちんと果たせていないのかなと。せっかく水戸を訪れた方が、いろいろ知りたい、いろいろ聞きたい、また尋ねたいというようなところの場所にしてはちょっと、いわゆる受付とかカウンターとか、説明する場所とかが狭いような気がいたしますので、ぜひ、今回は案内板が予算化されておりますけれども、令和5年度についてはね。

例えば一番大事な顔づくりですよ、水戸駅お出迎の顔づくりの場所なので、ぜひその観光的な要素を踏まえたり、また商工も踏まえた、いわゆる考え方としてしっかりしたものを設置していくべきなのかなと考えておりますので、ぜひ御検討を——この令和5年度において、来年度、観光施設整備事業費が一んと上がるぐらいにね、お願いしたいなと。きっと多いですよ、これから先、駅を使って来るのが。近くにはホテルもたくさんありますしね。やっぱりそういう駅に行くのに案内板を置かないとね。五十嵐さんちに行けないよね。だから、そういうのをね、きちんと整備してほしいなというようなことで、それは意見として留めておきます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に、第9款（消防費）について、質疑のある方は発言をお願いします。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 それではよろしく願いいたします。

資料の1ページですね、資料番号1番、応急手当普及啓発事業なんですけれども、コロナ禍もありまして、この下の欄にあります開催数、一時は400回前後ありました。令和2年、コロナが始まって本当に回数が減ったわけですけども、それにしても2年度から徐々に回数が増加しております。そこで、令和5年度はどのくらい開催数を見込んでおられるのか、もし分かれば教えていただきたいと思っております。

○飯田委員長 栗原救急課長。

○栗原救急課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

確かにコロナの影響で減っておりまして、令和4年度に入り若干増えてまいったんですけれども、今年度におきましても感染防止対策を取って徐々に増えていく模様であります。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 積極的にできるだけ、本当にこういうことを体験しているかしていないかでは大いに違いますので、いざというときに。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、飛びまして3ページ、資料番号3番の、これも新しい、ここで自家用給油取扱所の整備を検討するということでもありますけれども、現時点でどのような整備を検討されているのか分かる範囲で教えていただきたいと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 ただいまの五十嵐委員の、自家用給油取扱所の整備事業につきましての現況を御説明いたします。

こちらの整備事業ですが、昨年の第3回定例会において、東日本大震災の教訓を踏まえまして、災害時に安定した供給体制が市全庁的に必要じゃないのかというような御提案を受けまして、その後10月に、県内で現在、その整備が整っております日立市消防本部のほうへ視察ですね、実際見に行かせていただきました。

そこは、消防署のところに敷設してあるような施設なんですけれども、向こうの担当のほうから、当然日立市も少なからずや震災の影響を受けたということで、通常の給油体制に戻るのには1か月以上かかったんだというようなお話を受けまして、平成28年に整備をされたというふうな話を聞きました。

いろいろ考えながら整備すればよかったという部分も正直ありまして、それを聞くと何かというと、どういふふうなものにどれだけ必要なんだろうというのが、ちょっといろいろ可及的速やかに話を進めなくてはならなかったということで、やっぱり物が、まず入り口として何が必要なのか、量はどのぐらいなのか、あとは、給油をしていく体制に関して緊急車両に入れていくのか、それとも全庁的な車両、センターの車やら、そこの外部にある車両、一般的な施設で使う車も全体的に入れていくのか。どれに1本、的を絞っていくのかというのはちょっとあんまり話をされなくて、早く設置をという形で設置していったということで。

ただ、ないよりは確かに、ということで、確か現在は、海岸線にある新しくできた消防署にも、もう一つ設けたというところで、造るに当たってはやはり使用料とあとは管理、そういったものに関して県内に北茨城市の消防本部、そこの関係で整備したというような事例があるんですけれども。

いろいろ造るに当たって背景がそれぞれ違うので、こちらをもう少し研究させていただきたいなと思ひまして、今回そういった意味で検討調査費という形で100万円のほうを上げさせていただいた次第になっていきます。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 御丁寧な御説明ありがとうございました。

日立はこの海岸線に沿って細長いですからね、2か所というのも考えられると思うんですけれども、水戸の場合も、そうは言っても結構広いですので、いろいろ十分検討していただいお願ひしたいと思います。

次に、4ページの資料番号4番、火災予防広報啓発事業なんですけれども、各地区での防災訓練あるいは事業所等での防災消防訓練、そして研修会と、これは令和4年度とか3年度はどのくらいの実績なのか、分かれば教えていただきたいのと、あと住宅火災からの逃げ遅れを防ぐための中で広報を実施しているというのは、主にどのような広報活動をされているのか、この2点について伺いたします。よろしくお願いたします。

○飯田委員長 河原井火災予防課長。

○河原井火災予防課長 令和2年度、3年度につきましては、地区の防災訓練及び事業所等の防災訓練等の数はかなり減少しておりました。ただ、令和4年以降、特に9月以降に関しましては、事業所及び各地区の防災訓練は、コロナ前に戻りつつあるというような状況でございます。

広報につきましては、パンフレットの広報及び実際の住宅用火災警報器等を用いて広報しているというような状況でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

私どもも地元の地区で、小学校4年生を中心はずっとやってきまして、本当にその際は皆さんにも大変お世話になりまして、皆さんいい経験をしたなというふうに思っております。

こういうものは全て事業所も含め研修会も、それぞれが手を挙げてお願いされてやるという形でのよろしいんですかね。

○飯田委員長 河原井火災予防課長。

○河原井火災予防課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

各地区との防災訓練等は事前に火災予防課のほうに問合せがありまして、日時の調整をした後、あと事業所につきましても、同様に火災予防課のほうに事前に連絡があって、訓練の内容、水消火器を行ってほしいとか、煙ハウスの体験を行ってほしいというような内容を踏まえて、訓練の内容を詰めております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

次に、9ページの資料6番ですけれども、それぞれ今回、水槽付消防ポンプ自動車、また消防団のポンプ自動車、高規格救急自動車が新しくされますけれども、更新される前の今まで使っていたものの自動車については、恐らく廃棄されると思うんですけれども、結構海外に行っているとかとニュースで聞いたりするので、一応どのようになっているのかという点で教えていただきたいと思います。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 ただいまの更新車両、五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

更新車両の行く末の部分ですけれども、今、委員さんがおっしゃっていただいたように基本的には本市では車を廃車というふうな方向の位置づけを持っています。

ただそういうお話があったように、ロータリークラブやライオンズクラブやいろいろ社会貢献している団体があると思います。そういったものは事前に、こういった部分でこんなものが欲しいんだというようなお話があればテーブルにつくと。特にそういうふうな緊急的な車両ですから、変なものに悪用されないよう

なことをしっかり確認しながら、しっかり車両が次の代の人生、そういった所で活躍できればということで、積極的に相談には応じております。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 よく分かりました。ありがとうございました。

続いて、10ページの資料番号7番ですけれども、今回の耐震性貯水槽の設置工事ということで、元石川町から鯉淵町まで、4か所あります。これは新設ということなんでしょうね。それで市内にはどのぐらい現在あるのかということと、古い貯水槽なんかは何年かすると結構点検したり、何かそういう必要もあるのかどうか、その点について教えていただきたいと思います。

○飯田委員長 高島消防救助課長。

○高島消防救助課長 五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず、水戸市内に防火水槽につきましては、公設及び私設で約1,400基ほどの防火水槽がございます。また、現在は所有者の御要望により古くなった防火水槽の撤去、もしくは漏水等が発見した場合には修繕という形で対応を行っております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 よく分かりました。ありがとうございます。

今回この選ばれた4つというのはどういう形で、水戸市内を見回してここに必要だとか、そういう調査の下で選んだのか、その辺の理由ですね。

○飯田委員長 高島消防救助課長。

○高島消防救助課長 五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

選定基準としましては、地域に防火水槽、消火栓など少ない地域、また市有地を前提に選定しております。ただ、付近にそういった市有地がない場合には、市民の方の所有者に御依頼をして造る場合もございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

最後なんですけれども、1,400か所あるということで、令和4年度は4か所でしたけれども、まだまだ整備したいところとか足りないところというのはまだあるのでしょうか。それが最後です。

○飯田委員長 高島消防救助課長。

○高島消防救助課長 五十嵐委員の御質問にお答えします。

消防水利の整備指針ということで、消火栓、そして防火水槽につきましては、第6次総合計画以前から毎年4基の計画で設置しております。現在、充足率としては90%を占めております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございました。

最後なんですけれども、11ページの資料番号8番なんですけれども、緑岡出張所改築事業なんですけれども、ここに書いてありますように50年が経過して今回改築されるわけなんですけれども、前にもちょっと言ったことがあるんですけども、住所が平須町になっていて、歴史があって緑岡出張所という名前なんだろうけれども、もし変えるとしたら、今度新しくなったときにチャンスかなと、そういう要望がない、緑岡出張所でいいとなればそれはあれなんですけれども、その辺勘案して検討していただきたいという要望です。

以上でございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 それでは第9款ですか、消防費の常備消防費の件でちょっとお伺いしたいんですけれども、今回の予算も令和5年度、新しい消防車とか高規格の救急車ですか、そういうものを購入するとか、いろいろ議案として出ておりますが、それで賛成なんですけれども、ちょっとその中の内訳で聞いておきたかったのは、救急隊員とか、また消防車の方の休憩所とか待機所とかそういったものの福利厚生に対する予算というのはどこか計上はしてあるんですか、この予算の中で。常備消防費の中で、例えば消防職員研修経費が1,015万6,000円とか、消防職員被服経費で需用費で1,097万5,000円って出ているんですけども、そういういわゆる消防車、救急車等の職員さんの待機所とか休憩所に対しての何か予算的な計上はされているか、されていないか、それをちょっと聞かせてください。

○飯田委員長 大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 ただいまの渡辺委員の、主に現場の救急隊、消防隊に関する福利厚生、いわゆる待機・休憩場所のような予算のお話でしたが、今、委員さんおっしゃるように福利厚生に関しては、予算に関しては、現在のところそういった見方の方向性を持った考えは、今は取っていないところなんですけれども、しかしながら、特に救急隊ですけども、以前から救急隊はどんどん出動がかなり多くなっているということがあって、待機場所、休憩場所というと病院が一つ考えられるんですね。そういった病院の一角に救急隊の待機室なども設けているようなところも、ほかの都市なんかに行くところもあるようなんですけども、特に今後病院なんかでもそういうような、別にそこで休憩するためにいるわけではないんですけども、いつかそこで食事を取ったりとかそういった部分で、いささかの待機時間が設けられるほど可能になると思うんですけども。

いずれにしても、ほかの方の施設なものですから、まず、そういった部分を提示させてもらったりなんかして、そういうふうな救急隊のちょっとした待機・休憩場所というのを確保する必要があるのかなというふうには思っています。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ありがとうございます。

いわゆる新しい救急車でも消防車でも、動かすのは人ですよ。そこにお勤めになっている崇高な職務を理念に基づいてみんな頑張ってやっていただいているんで、例えば、ここの3年間ぐらいの救急隊員の方、とりわけね、昼夜に問わずの、いわゆる御苦労、御尽力を見ていると、やはりその機械を動かすのも人というふうなところで、やっぱりそういうね、例えば休んでいる場所とか、そういうところの環境をよくしたり、

また、その人たちが次の仕事にまた出ていきやすいように、そういう状況をつくってあげるような。

例えば待機所に何かセラピーみたいな匂いが流れてくるとかね、静かな音楽の寝やすいような休みのようなBGMが流れるとかね、例えばの話で。人がやっぱり動かしているわけですから、やっぱり過度な苦勞とか、そういうところにはそれなりの予算をつけてね、やっぱりそれだけ皆さんのことを大事にしているんだよというような姿勢を示すことも大事なのかなと、私はちょっと思っていたものですから。

例えば、ここにもいろいろ予算が入っていますよね。その中でも、できればね、今後そういう人がそういうものを動かしているというようなことで、その人たちの待遇改善とまではいかななくてもね、そういうお考えに至るのも大事なのかなというようなことを意見として述べておきます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に、第11款（災害復旧費）中産業消防委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に、第2表継続費中第9款（消防費）について、質疑のある方は発言を願います。

ないですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に、第3表債務負担行為中産業消防委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

ないですか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第19号について質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第21号 令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算について、質疑のある方は発言を願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 2点、ちょっとお聞きしたいんですけども、1つは27ページの資料21番に委託料がありまして、消防設備更新設計の委託ということで、全体ということでもありますので、全てが更新になるものと考えますけれども、これまでにどのぐらい経過しているものなのかとか、内容を教えていただきたいというのが1点で、また、この消防設備の更新に係る今後のスケジュールもあわせてお伺いしたいと思います。

もう一つは、昨年11月の委員会において、公設地方卸売市場の計画について伺っておりますけれども、改めて今後のスケジュールについて教えていただきたいと思います。よろしくお願います。

○飯田委員長 宮田公設地方卸売市場長。

○宮田公設地方卸売市場長 ただいまの御質問にお答えいたします。

消防設備更新設計委託につきましては、非常用放送の設備や消火設備等の消防設備について、更新や増設

が必要なために、再整備計画のメニューに沿いまして設計を行っていくものでございます。

設備のほうにつきましては、まず非常用放送設備等は昭和61年の設置となっておりますので、かなり老朽化が激しいということで、そちらのほうを更新してまいりたいと思っております。

それから委託が終わりましたら、その後順次エリアを分けまして、施工のほうに移ってまいりたいと考えております。

それからもう一つの拡張用地の整備計画につきましても、こちらのほうは現在の市場のほうの面積は約16ヘクタールでございます。そちらは拡張用地ということで5.5ヘクタールを追加してまいります。合計21.5ヘクタールへ拡大するために必要な都市計画の変更手続、こちらのほうが今年の6月の決定告示を目指して進めているところでございます。

その後、令和5年度用地取得、それから造成設計。その後、令和6年度、こちらのほうから造成のほうに着手してまいりたいと考えております。その後、令和8年度、こちらから駐車場や荷さばき施設、それから加工施設の整備を順次行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 議案第21号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第22号 令和5年度水戸市駐車場事業会計予算について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第22号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第3表債務負担行為補正中産業消防委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第33号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第35号 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第3号）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第35号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第36号 令和4年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第2号）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第36号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、20日月曜日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時47分 散会